

基本方針4 安心して暮らし続けることのできるまちづくり

<12. 再犯防止施策の推進（大田市再犯防止推進計画）>

1. 現状と課題

刑法犯検挙者数は近年減少していますが、再犯者の占める割合は約5割と高止まり状態が続いています（少年を除く）。

罪種別に見ると、窃盗犯が6割近くを占め、その半数は65歳以上の高齢者となっています。

また、犯行時において、無職の人の割合は約半数となっています。

年度により差はありますが、覚せい剤取締法違反者も見られます。

犯罪をした人等の中には、高齢、障がい、依存症など様々な特性を抱え、自力で更生することが困難で、何らかの支援がなければ再び犯罪に至る可能性のある人もいます。

こうした人の再犯を防止し地域社会に復帰してもらうことは、地域福祉の目的でもあるため、本計画（大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画）は、「大田市再犯防止推進計画」を包含する計画として策定することとします。

（1）就労・住居の確保等のための取組み

①就労の確保

犯罪白書によると、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯に至る要因の一つと考えられます。

②住居の確保

犯罪をした人等については、親族と疎遠になっているなどの事情により連帯保証人や緊急連絡先の確保が困難であり、また矯正施設出所時はほとんど収入がない状況にあり、公営住宅への入居のほか、住居の確保にあたっては一定の配慮が必要です。

（2）保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組み

①高齢者又は障がい者等への支援等

高齢者（65才以上）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は全世代の中で最も高く、また知的障がいのある受刑者についても全般的に再犯に至る期間が短くなっています。

高齢又は障がい等により刑務所出所後福祉的な支援が必要な人に対しては、島根県地域生活定着支援センターが出所後の福祉サービス利用に係る調整を行っています。

また、松江地方検察庁（刑事政策推進班）が、起訴を猶予された人や保護観察に付されていない人等のうち、障がい、高齢、生活困窮等のため、福祉的な支援が必要な人に対し、関係機関へのつなぎ支援や松江保護観察所と連携し、更生緊急保護制度による支援を実施しています。

支援の対象になるにも関わらず、利用できる制度やサービスなどの情報が無いこと等により、支援が行き届かず再犯が繰り返されており、そうした方に寄り添った支援や関係機関等の相互連携、支援体制の充実強化が求められます。

②薬物依存を有する人への支援等

新たに刑務所に入所する人の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反者であり、依存症に対する支援体制が整備されていないこと等が課題です。

（３）こどもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組み

児童生徒の非行、問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると言われています。

近年は、社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化していることや、事件・事故、災害等の被害者である児童生徒や保護者のケア、貧困家庭の相談窓口などの対応も求められる等、学校における対応は多岐にわたっており、教育現場と福祉、警察等各関係機関と連携しながらこどもを取り巻く環境を支え、社会性や自己肯定感を醸成することがますます重要となっています。

非行少年の補導数は減少傾向にありますが、未来を担うこども・若者が社会の一員として生き生きと活躍できるよう、引き続きこども・若者の育成に取り組む必要があります。

（４）犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組み

再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等を適切に把握した上で支援を行っていくことが重要です。

（５）民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組み

①民間協力者の活動の促進等

再犯防止に関する施策の実施は、地域において犯罪をした人等の指導・支援にあたる保護司をはじめ、更生保護女性会、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会等の更生保護ボランティアや立ち直り支援に取り組む少年警察ボ

ランティア等により支えられています。

令和 6 年 12 月 1 日現在、大田地区における保護司（※）は 27 人（定員 31 人）ですが、近年保護司候補者の選定に苦慮していること、女性会員が 3 人しかいないこと（県平均女性就任率 25.5%）が大きな課題です。

なお、更生保護女性会は一時解散していましたが、令和 4 年度に再結成されました。

②広報・啓発活動の推進等

大田地区保護司会を中心に、「社会を明るくする運動」における街頭啓発活動を実施するとともに、更生保護サポートセンターを拠点に、保護司による犯罪予防についての啓発活動が実施されています。

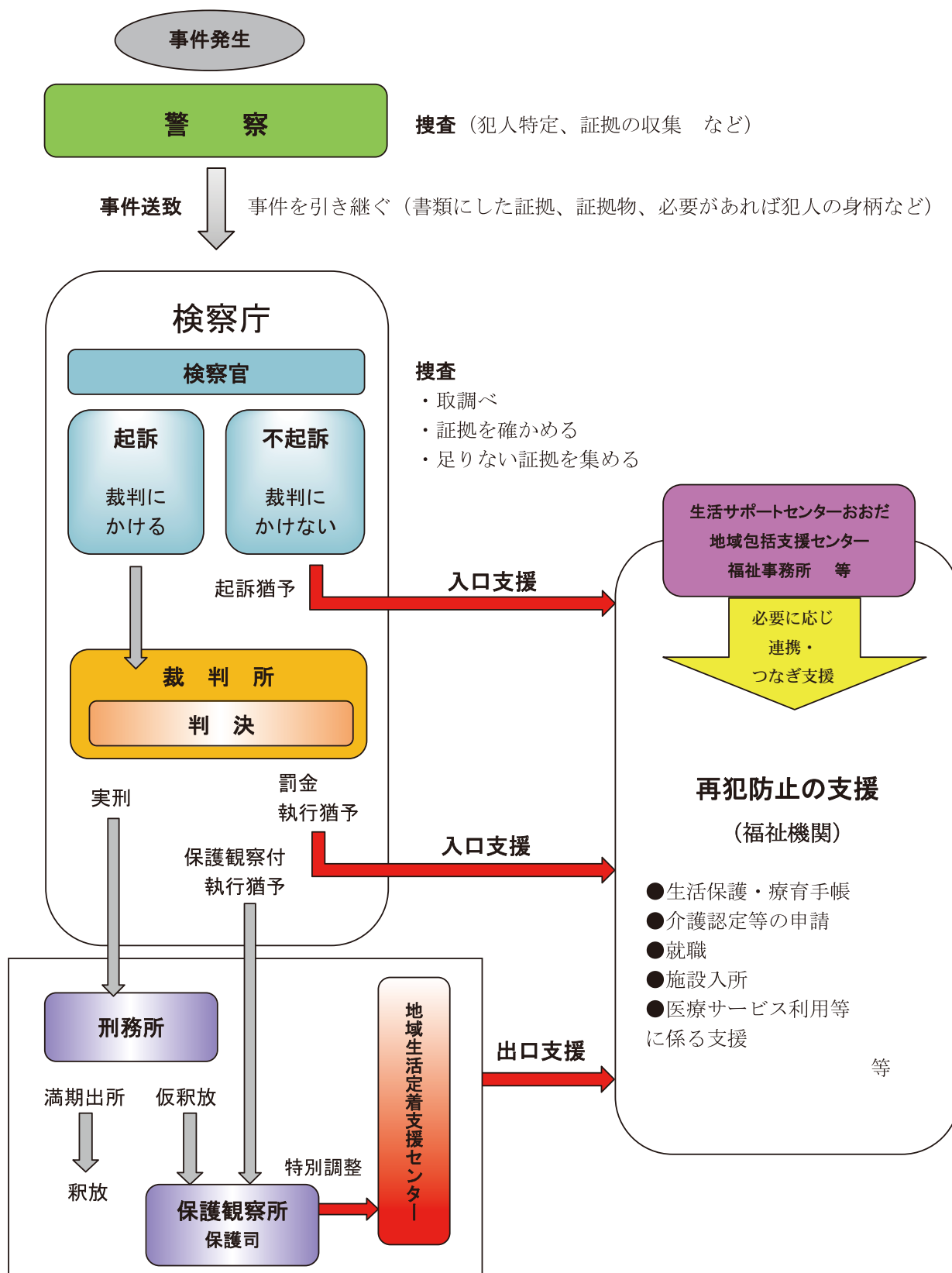
市民アンケート調査の結果では、保護司の制度や活動について「知っている」人は 30.3%（前回調査 23.7%）、「聞いたことがあるが内容までは知らない」が 42.5%（前回調査 40.7%）とやや増加しましたが、保護司（会）の活動について一層の周知が必要です。

（６）国・民間団体等との連携強化等のための取組み

行政や地域の保健医療福祉関係機関及び民間団体等において、再犯防止に係る情報が不足していることや刑事司法関係機関との連携体制が十分ではないことが課題です。

※ 犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、法務大臣から委嘱されている。

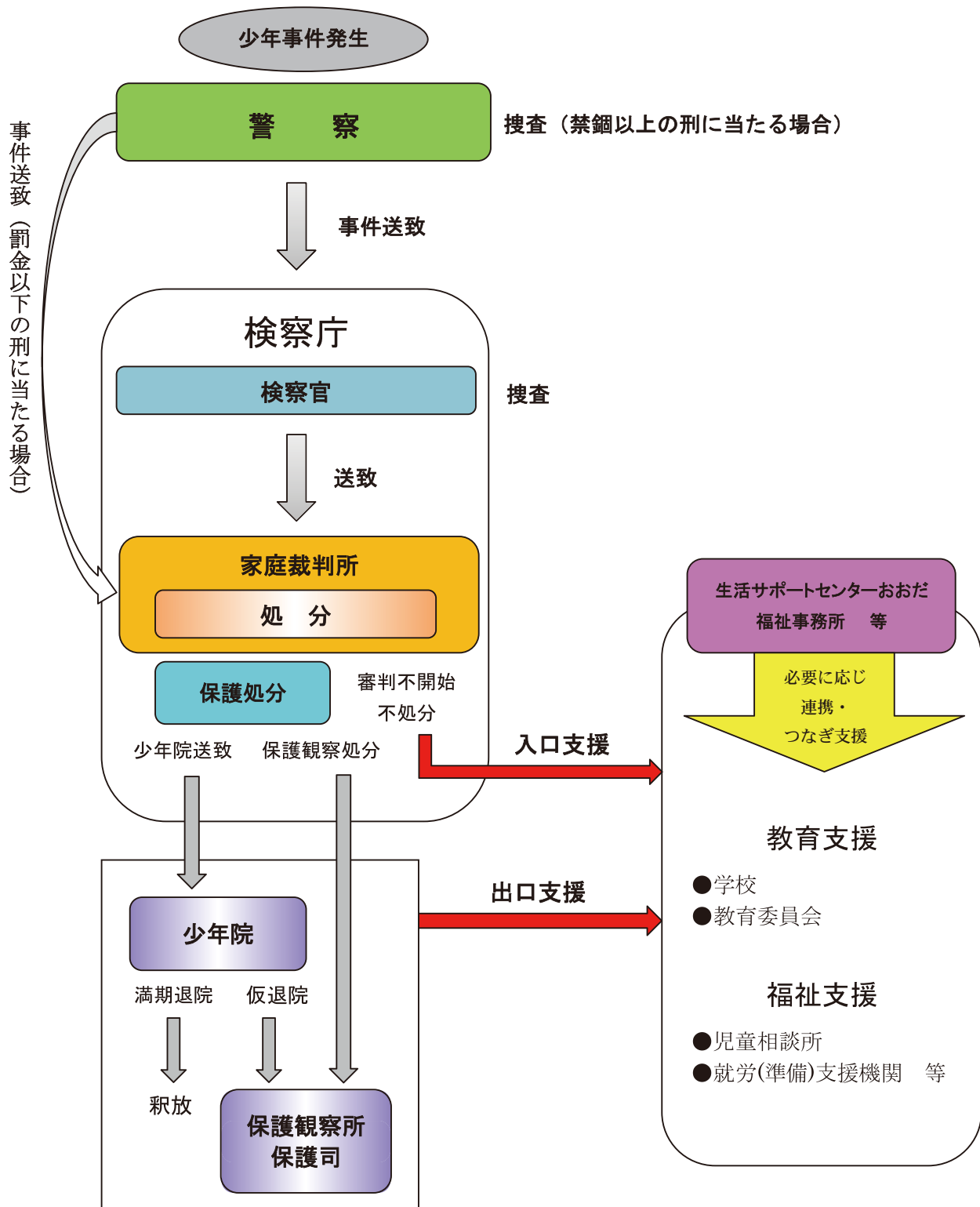
刑事司法手続きの概略と再犯防止（成年：典型的な例）



※入口支援 刑事司法手続きの入口段階である犯罪発生から処分に至るまでの間にある者を福祉システムに導く手続き

出口支援 刑事司法手続きの最終段階である矯正施設からの被釈放者を福祉システムに導く手続き

(参考) 少年事件の場合 (典型的な例)



2. 推進方策

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める「犯罪をした者等」です。

計画の推進方策	事業主体
(1) 保護司及び更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。 ① 保護司活動に意欲のある市の職員が保護司に就任することを促進するとともに、就任後は保護司として活動しやすい環境づくりに配慮します。 ② 民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。 ③ 地域の安全・安心に貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。 ④ 更生保護サポートセンターの建物については、引き続き無償貸与します。 ⑤ 保護司が面接する場所として、自宅や「更生保護サポートセンター」以外に市の公共施設が活用できるよう検討します。	行政 市社協 地域組織・団体
(2) 広報・啓発活動を推進します。 ① 市ホームページや広報紙において、保護司及び更生保護女性会員の活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。 ② 「社会を明るくする運動」を保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。 ③ 7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報紙、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。	行政 地域組織・団体
(3) 就労に向けた相談・支援等の充実を図ります。 ① 障がい者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などを活用して、犯罪をした人等の年齢、障がい種別、障がいの程度などの特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。 ② 本市の建設工事等競争入札参加資格審査において、犯罪をした人等を実際に雇用した協力雇用主に加算する制度の導入について検討します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(4) 住居等の確保を支援します。 ① 犯罪をした人等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。	行政 市社協

(5)特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。 ①「生活サポートセンターおおだ」や地域包括支援センター、福祉事務所において相談を受け付け、福祉的支援が必要な人に対しては関係機関と調整して支援を行います。 ②社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、大田市再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした人等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。 ③犯罪に至った経緯（障がい、生活困窮、孤立、生活環境等）を地域生活課題として捉え、生活困窮者自立支援事業や重層的支援体制整備事業と連携しながら犯罪をした人等に対する福祉的支援に努めます。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(6)学校等と連携し児童生徒の立ち直りを支援します。 ①学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。	行政 学校 地域組織・団体



想う、
ときには
足をとめ。

誰だって、
すぐには本音を話せない。
誰だって、
すぐには希望を抱けない。
誰だって、
すぐには変わることができない。
でも、たとえ時間がかかっても、
たとえ過去にめまろちがあっても、
誰かと一緒なら希望はある。
声をかけ、背中を押し、
あきらめずに寄り添い続ける。
信じて待つ人の存在は、
立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、
きっと誰かの
「変わっていく時間」。

主催 / 法務省

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

検索



法務省ホームページより転載

◆用語解説（「再犯防止推進計画」編）

○執行猶予

一定の期間（執行猶予期間）刑の執行を猶予し、その期間を無事に経過した場合は刑の言い渡しを失効させ、また、条件に違反した場合は、執行猶予を取り消して刑を執行しようという制度。

○審判不開始

家庭裁判所が、調査の結果、非行事実が極めて軽微で、要保護性が解消されている場合などの理由で、審判の必要性がない場合などになされる決定。

○矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年鑑別所、少年院の総称。

○仮釈放

矯正施設に収容されている人を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付されること。

○仮退院

保護処分 of 執行のため、少年院に収容されている少年を、その収容期間満了前に仮退院させるものであり、仮退院の期間中（20歳に達するまで又は定められた収容期間が満了するまで）保護観察に付されること。

○保護観察

犯罪をした人や少年に対し、社会内において改善更正を図ることを目的として、遵守事項を守るよう指導・監督し、自立した生活を営むことができるよう、必要な補導・援護を行うこと。

○特別調整

高齢又は障がい等により特に自立が困難で福祉の支援を必要とする矯正施設に収容されている人に対し、保護観察所が矯正施設や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、必要な調整を行うもの。

○社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人の改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省が主唱し、中央、都道府県及び市区町村等を単位として、各地域の実情に応じた活動を実施している。毎年7月を強調月間としている（7月は再犯防止啓発月間）。

<13. 社会的取組みによる自死対策の推進>

1. 現状と課題

自死（※）は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、精神保健上の問題だけでなく過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があることが知られており、その多くが防ぐことのできる社会的な問題です。

本市では、「誰も自死に追い込まれることのない大田市」の実現を目指し、平成31年3月に「大田市自死対策計画」を策定し、自死対策を支える人材育成としてのゲートキーパー（P83）研修やこころの健康教育などの啓発活動を市民、関係団体と連携を図り推進してきました。

これらの取組みにより本市の自死者数は減少傾向にありますが、壮年期（40～60歳代）の男性と60歳代以降の女性の自殺死亡率は島根県と比較して高い傾向にあります。

国においては、令和4年10月に「自殺総合対策大綱」を見直し、新たにコロナ禍の自死の動向も踏まえ、これまでの取組みに加え「こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」が掲げられました。

本市においても、「大田市自死対策計画」の見直しを行い、令和6年10月に「第2期大田市自死対策計画」を策定し、これまでの取組みに新たに「勤労者・勤務問題に関わる自死対策の推進」、「こども・若者・女性への自死対策の推進・強化」を加えたところです。

今後とも、庁内関係課や関係機関・団体及び地域との連携を図り、自死が一人でも減少するよう取組みを一層強化していく必要があります。

※ 島根県では遺族の方等の心情に配慮し、平成25年から原則として「自殺」という言葉に代えて「自死」という言葉を用います。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 地域におけるネットワークの強化と自死対策を支える人材を育成します。 ①自死のリスクを抱える人を早期に適切な相談機関につなげられるように、市の関係各課や市内の関係機関・団体、地域との連携を図り、自死対策を推進していきます。 ②関係機関、市民、市職員や教職員及び民生委員・児童委員、相談窓口従事者等に対し、ゲートキーパー養成研修を実施します。 ③児童・生徒の心身の健康課題について理解を深め適切に対応するため、学校保健関係者を対象にメンタルヘルス等の研修会を実施し、対応方法についての知識の普及を図ります。	行政 学校 民間 住民
(2) 生きることの促進要因への支援を充実します。 ①こどもから高齢者まで、人と人がつながり集える場所としての居場所の提供と支援を行います。 ②こころの健康問題のほか、虐待、性暴力被害、性的マイノリティ、ひきこもりなど、自死に関連した要因に関する相談機関の周知を行います。 ③自死未遂者に対する再企図防止支援事業を通じ、医療機関と連携し、未遂者への支援を行います。 ④遺された人や支援者への支援を行います。	行政 市社協 民間 住民
(3) こども・若者・女性・勤労者・高齢者の自死対策を推進・強化します。 ①こども、若者、保護者、女性等への相談支援を行います。 ②命を大切に思うこどもを増やすための教育や、SOS の出し方に関する教育を実施します。 ③養護教諭やスクールカウンセラー等による、こどもの心の健康に関する相談を実施します。 ④職場におけるメンタルヘルス対策の推進、中小企業を対象とした経営に関する相談事業を実施します。 ⑤誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供できるよう取り組みます。	行政 市社協 民間 住民

＜14. 安心な地域生活の基盤となる環境の整備＞

1. 現状と課題

「住まい」は、全ての人にとって安心な地域生活を送るための大切な基盤です。

本市における居住支援に関する現状においては、個々の生活状況など個別性に応じた住まい探しや賃貸住宅や施設等への入居に際しての保証人の確保が困難な方への対応といった様々な課題があります。

安定した住まい確保に向けて、住まい及び福祉関係分野によるプラットフォームなどの支援体制づくりを行うとともに、個々の生活環境に応じた支援体制を、多様な主体の連携により整備していくことが必要です。

「移動・外出」は買物や通院、社会参加など、生活機能の維持やその人らしい暮らしを彩る他者とのつながりを確保するために重要です。

市内では、公共交通機関利用にあたっての状況が変化する中で、地区社協や地域運営組織等の地域住民が主体となった生活機能維持のための移動・外出支援の取組みや実施に向けた検討・協議も行われています。

住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを続けるためには、公共交通の活用のほか、住民主体による取組みなど多様な選択肢のもとでの交通手段の確保が求められており、行政や関係機関、地域住民が一体となって取組みを進めることが必要です。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)住居確保要配慮者の居住支援に向けた取組みを推進します。 ①住まい及び福祉関係分野によるプラットフォームなどの住居確保要配慮者への居住支援を円滑に行うための体制整備を推進します。	行政 市社協 民間
(2)生活環境の改善を図るための様々な支援体制づくりに向けた取組みを推進します。 ①住民主体による生活支援を目的とした取組みを促進・支援するための環境の整備を推進します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体
(3)暮らしを支える移動・外出手段の確保に向けた取組みを推進します。 ①公共交通の利便性向上に向けた検討を行います。 ②各分野における住民主体による移動・外出支援の取組みを促進・支援するための環境の整備を推進します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体



<15. 災害にも強い地域づくり>

1. 現状と課題

平成30年4月に発生した島根県西部地震では、建物などに多数の被害が発生し、生活や産業活動などに深刻な影響を及ぼしました。

近年の地震、水害など自然災害の発生状況を考えると、この度の地震の教訓を生かしたハード・ソフトの両面における防災と減災対策を進める必要があります。

地域住民をはじめ、高齢者や障がいのある人などの災害時要配慮者を支援する自主防災組織の組織率は、ようやく半数を超えた状況であり、地域防災体制の拡充を図っていくことが課題です。

大規模災害にも対応するためには、緊急時に的確に対応ができるよう、災害時の本部機能の確保など危機管理体制の充実強化に取り組むとともに、地域住民の連携により、被害を最小に止めることができる社会を維持していくことも重要となっています。

災害発生時には、各まちづくりセンターに災害対策支部を設け、地域の被害の集約や必要な支援の窓口など市と地域の連携拠点と位置付けています。

また、災害時だけでなく平常時から住民や関係機関が連携して地域の要配慮者への見守り活動等に取り組んでいくことも重要であり、そのためにも災害担当部署と健康福祉部が普段から連携し、災害発生時には速やかな協力支援活動が可能な体制を構築しておくことが重要です。

(参考)

- ・ 自主防災組織の組織率 53.3% (令和6年4月1日現在)
- ・ 避難行動要支援者名簿 (P83) 掲載同意率 23.5% (令和6年4月1日現在)

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを推進します。 ①避難行動要支援者名簿への掲載に同意が得られるよう市民に対して啓発を行います。 ②避難行動要支援者名簿データの公表について同意が得られた方に対して個別避難計画 (P83) の作成を推進します。	行政 市社協 民間 地域組織・団体 住民

(2) 自主防災組織の活動を促進します。 ①災害時に重要となる「自助・共助・公助」の役割分担の中で、自らの地域は自らで守るという理念のもと、高齢者や障がいのある人などの災害時要配慮者を支援する地域の共助を担う重要な存在として、自治会を中心とした自主防災組織の活動を促進します。	行政 市社協 地域組織・団体 住民
(3) 多様な発信方法の活用により、災害関連情報を迅速に周知します。 ①防災メールや防災行政無線などを活用し、災害時の注意喚起や避難指示などの情報を迅速に周知します。 ②ぎんざんテレビや音声告知放送、インターネットなど聴覚・視覚情報を併用した多様な方法での発信を行います。 ③日本語を母国語としない市民でも理解しやすいやさしく定型的な日本語の使用や多言語対応の取組みを進めます。	行政 市社協 地域組織・団体
(4) 各地域との連携を強め、防災力を強化します。 ①災害時の地域での対応力を高めるため、各家庭や地域レベルでの防災の啓発を進め、地域での防災の取組みを支援します。	行政 市社協 地域組織・団体 住民
(5) 非常時に備えた平常時における連携・協働の体制づくりや人材の育成を推進します。 ①災害発生等の非常時における様々な住民支援活動を支える人材の育成及び確保に向けた取組みを推進します。 ②定期的に災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、様々な主体の連携・協働による復興支援活動が展開できる体制づくりを進めます。 ③災害ケースマネジメント（※）の手法を活用し、非常時に日常生活への影響を受けやすい住民（災害時要配慮者等）に対し個別の状況を踏まえた支援をスムーズかつ効果的に行うことができる体制整備を進めます。	行政 市社協 地域組織 住民
(6) 防災知識に関する普及啓発を行います。 ①市ホームページでの周知や地域への出前講座、総合訓練等の実施により、市民の防災意識の啓発に努めます。 ②ハザードマップ（P83）を各家庭やまちづくりセンターに定期的に配布し、市ホームページに掲載することで、地域における危険か所や避難場所などの周知を図ります。	行政 市社協 地域組織・団体 住民

（※）災害ケースマネジメント：被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握したうえで、必要に応じて専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組み。